■ 被災者への支援情報

ご利用ください。生活再建の各種支援制度

「災害ごみの収集」「家屋床下の消毒」「り災証明書」「被災住宅の応急修理」「民間賃貸住宅借上げ」について、コールセンターと相談窓口を開設しています。

- **コールセンター　☎(75)1111**
- **相談窓口　市役所1階「みんなのスクエア」**
- **開設時間　午前8時30分～午後5時15分**　（土・日曜日、祝日も開設）

災害ごみの収集

市の委託業者をはじめ、市建設業者協議会、陸上自衛隊の協力を得て、巡回収集を実施しています。

災害ごみの出し方

① 「可燃ごみ」「不燃ごみ」に分け、「災害ごみ」と明記してください。

② 自宅前の道路に面した場所（交通の支障にならない場所）へ出してください。

※衛生センターへの直接搬入や、ごみステーションに出すことはできません。

問い合わせが多い中で回収できるもの

家電4品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）、事業所の災害ごみ、小型の農機具

回収できないもの

自動車、大型の農機具（コンバインや田植え機など）、その他大型の機械

災害ごみの直接搬入

直接搬入を希望する人のために「災害廃棄物仮置場」を設置しています。

搬入する際は、下記の分別区分により分別搬入にご協力ください。

分別することが困難なときは、分別しなくても、搬入することも可能です。

設置期間　11月30日（土）まで　※水曜日は休み

搬入時間　午前9時～正午、午後1時～ 4時

設置場所　牡丹台自由広場（和田字仁井池上地内）

※道路の交通渋滞を避けるため、必ず牡丹園正面入口からお入りください。

分別区分

① 可燃ごみ　② 不燃ごみ　③ 金属ごみ　④ 家電4品目
⑤ 畳　⑥ 稲わら　⑦ 燃料・オイル・ガス缶・タイヤ
⑧ 混合ごみ

家屋床下の消毒

受付時の聞き取り項目

① 住所（家屋の所在地）、氏名、電話番号

② 家屋の種類（戸建て・アパートなど）

③ 浸水の状況（床上・床下の程度）　など

注意点

① 消毒は泥の除去・清掃が済み、乾いてからの作業になります。

② 吹き込み口となる通気口がないときは、消毒ができないことがあります。

③ 受付順に対応しますので、日時の指定はできません。

消毒液の配布　自ら床上・床下の消毒作業を行う人へ消毒液を配布しています。

配布場所　▶平日　健康づくり課
▶土・日曜日、祝日　相談窓口（市役所1階・みんなのスクエア）

り災証明書

り災証明は「住家の被害の程度」を証明する資料となります。証明書の発行には「市の現地調査」が必要となりますが、「現地調査」と「証明書の発行」についての申請は必要ありません。

現地調査

① 建物の外観のみの調査になります。
※立ち合いの必要はありません。り災状況（浸水の被害範囲）について不安があれば、お手数ですが「浸水状況が分かる写真」を、記録として撮影しておいてください。

② 10月18日から実施しており、23日からは10班体制で実施しています。

り災証明書の発行　現地調査の結果がまとまり次第、11月中旬以降、順次ご自宅に発送する予定です。

さらに詳しい最新の情報は、市災害情報ホームページをご覧ください。

市災害情報ホームページ

ウルトラFMでも災害情報を随時放送中です。

周波数は 86.8MHz

市役所かわら版（各5分間）
7:30～/12:30～/17:40～

すかがわシティインフォメーション（各10分間）　11:30～/17:30～

インターネットラジオ

被災住宅の応急修理制度

本制度の利用を希望する人は、修理に着手する前に建築住宅課にご相談ください。

対象　大規模半壊や半壊、損壊割合が10%以上の一部損壊の被害を受けた世帯

内容　被災した住宅の居室、台所、トイレなど、日常生活に必要不可欠な最小限度の修理

修理限度額　1世帯当たり 59万5千円(一部損壊は30万円以内)

☞**建築住宅課☎(88)9151**

民間賃貸住宅借上げ制度(みなし仮設住宅)

本制度の利用を希望される人は、建築住宅課にご相談ください。

対象

① 住居の全壊等で居住する住宅がない人

② 被災住宅の応急修理制度を利用しない人

※その他の条件有り

費用負担　家賃、礼金、仲介料等（上限有り）

契約期間　原則1年間

☞**建築住宅課☎(88)9152**

ボランティアの派遣依頼

内容　家の中の泥出し、家具の運搬など

申込先　災害ボランティアセンター☎(88)8211

受付時間　午前9時～午後3時

注意点

① 一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者世帯を優先させていただくことがあります。

② 危険を伴う作業や、ボランティアの参集の都合などで、ご要望にお応えできないときもあります。

☞**社会福祉協議会☎(88)8211**

医療機関の受診

水害により保険証を紛失したときでも、医療機関の窓口で、氏名、生年月日などを申し出ることで受診できます。

また、住家の全半壊、床上浸水などの一定の被害を受けた人は、医療機関の窓口でその旨を申し出ることにより、令和2年1月分までの医療費の自己負担分の支払いが不要となります（入院時食事療養費は対象外）。

既に支払った医療費は、領収書を医療機関に持参し、払い戻しを受けるようお願いします。

☞**保険年金課☎(88)9135**

市民温泉などの無料入浴

被災者と災害ボランティアが無料の施設

① 市民温泉（茶畑町71）　☎(76)2332
午前9時30分～午後8時　※木曜日は休み

② 市老人福祉センター (茶畑町71)　☎(75)5531
午前10時～午後3時30分（木曜日は午後8時まで）
※水曜日は休み

③ 老人憩の家（愛宕山75-1）　☎(75)3710
午前10時30分～午後3時30分　※無休

④ いわせ老人福祉センター (畑田字荒池上23)
☎(65)2993　午前11時～午後4時　※月曜日は休み

⑤ いわせ悠久の里(畑田字諏訪入56)　☎(66)1582
午前10時～午後8時　※月曜日は休み

被災者(市民)と災害ボランティアが無料の施設

藤沼温泉やまゆり荘(江花字石倉山4-3)　☎(67)3431
午前9時～午後8時　※火曜日は休み

市民が無料の施設

宇津峰カントリークラブ（塩田字宮田1）　☎(79)2101
月・水・金曜日　午前10時30分～午後1時30分

※利用の際は、身分証明書の提示とタオルをお持ちください。また、乗り合わせにご協力ください。

市民の皆さんへ

須賀川市長　橋本　克也

この度の台風第19号により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害を受けられた皆様方に対し衷心よりお見舞い申し上げます。

この度の台風の襲来に対しては、これまで本市が経験してきた大規模災害を踏まえ、可能な限りの事前の備えと対応、避難誘導に全力で取り組みましたが、残念ながら大きな被害が発生してしまいました。この被害状況について、市としても深刻に受け止めております。この状況から1日も早く復旧できるよう、関係機関との連携を図りながら、全力で取り組んでおります。

被災された皆様は気力・体力とも大変疲弊されていることと思います。市としても災害復旧に向けて、できる限りの支援と情報の発信を行ってまいります。

最後に私から全ての市民の皆さんにお願いします。

8年前の東日本大震災とは違い、今回の水害は、甚大な被害を受けた地域がある一方で、幸いにも被害を免れた地域もあります。どうか、この難局を乗り越えるために助け合ってください。既に多くの皆さんが、取り組んでいただいておりますが、是非、支援を必要とする友人、知人の方がいらっしゃいましたら、1日も早く生活を再建するためのご協力をお願いいたします。

私たちのふるさと須賀川を取り戻すため、市民一丸となってくださいますよう心からお願い申し上げます。

赤羽国土交通大臣に被害状況を説明する橋本市長

住居に入り込んだ土砂の出し方　土のう袋に入れ水分を切り、道路に面した場所にまとめて置いてください。　※土砂以外のごみは入れないでください。　☞**道路河川課☎(88)9148**